

医療費控除制度

医療費控除とは医療費が多くかかった年に、その医療費の負担を少しでも軽くするために、かかった医療費の一部を税金から控除する制度です。

自分や家族のために支払った医療費の実質負担額が、年間(1～12月)10万円(所得金額が200万円未満の人は「所得金額×5%」)を超えた場合、その超えた金額をその年の所得から差し引くことができます。控除できる金額の上限は200万円です。

ただ、保険金などで補てんされた場合はその金額を差し引かなければなりません。

医療費控除の対象となるもの(入院・通院・治療・検査)

- | |
|-------------------------------------|
| ① 医師に支払った診療費・治療費 |
| ② 医師が治療目的で必要だと判断して作成した診断書代 |
| ③ 医師の指示による差額ベッド代 |
| ④ 治療のためのマッサージ・はり・お灸代など |
| ⑤ 治療のための松葉づえ・義足の購入費用 |
| ⑥ 特定健康検査・特定保健指導 |
| ⑦ 入院時に提供される食事代 |
| ⑧ 通院や入院のための交通費 |
| ⑨ 電車やバスでの移動が困難な場合のタクシー代 |
| ⑩ レーシック手術 |
| ⑫ 医師が治療上必要と判断した近視矯正手術・メガネ・コンタクトレンズ代 |
| ⑬ 医師の処方せんにより薬局で購入した医薬品 |
| ⑭ 病気やケガの治療のために、病院等に行かず、薬局で購入した薬代 |

医療費控除は確定申告をしなければ還付を受けることができません。

確定申告をする場合以下のものが必要となります

- ・給与所得の源泉徴収票(原本)(給与所得のある人)
- ・領収書など医療費の支出を証明する書類
- ・医療費明細書

確定申告をする場合、基本は住民票がある地域の税務署で行います。
詳しくは国税庁ホームページもしくは地域の税務署へお問い合わせください。